

第5章 計画の推進に向けて

1 住民、福祉事業者、行政の協働による計画の推進と役割

この計画の基本理念である、“誰もが、安心して、地域で暮らせる福祉のまちづくり”をめざし、住民、事業者、行政との役割分担を明確にしながら、まち全体が一体となった取り組みが必要です。

地域福祉の推進には、個人が人として尊重されることを基本として、この計画に盛り込まれた住民ニーズを踏まえた、福祉サービスの拡充、良質な福祉サービスの提供、それら福祉サービスが容易に利用できる体制、地域の住民による見守り、助けあいといった住民参加などが欠かせないものであり、それらがあってはじめて、ともに支えあい、助けあう社会が実現します。

そのためには、住民、事業者行政など地域に関わる関係者による役割分担と協議が必要であり、それぞれの主な役割を示すと次のとおりとなります。

(1) 住民の主な役割

共に支えあい助けあう地域福祉の活動に、自らが積極的に参加する。

- ・地域のニーズの把握
- ・地域の身近な問題の発見と解決のためのネットワークづくり
- ・日常的な仲間づくり、交流のための場づくり
- ・町内会（農事組合）やボランティア団体、NPO活動などのへの参加
- ・民生委員・児童委員・主任児童委員への協力
- ・地域福祉を担う人材の発掘、育成
- ・見守り、ふれあい、助けあいなどの支え合い運動への参加
- ・地域防災活動への参加
- ・情報の共有
- ・おせっかいの許容

(2) 福祉事業者の主な役割

公共的な役割を担い、さまざまな福祉サービスの充実と質の向上を図る。

- ・サービスの質の向上
- ・相談機能の充実
- ・苦情解決の仕組みの整備
- ・人材の育成、事業への参入
- ・自己評価と第三者評価事業への取り組み
- ・地域での学習への講師派遣
- ・ボランティアの受入れ
- ・活動場所の提供
- ・地域福祉活動への参加
- ・ネットワークへの参加
- ・地域との交流

(3) 行政（社会福祉協議会と連携しながら）の主な役割

住民や事業者に対し必要な情報提供や支援を行うと共に、地域福祉を推進するための仕組みづくりを進める。

- ・相談窓口の機能向上
- ・サービスに関する情報提供
- ・地域福祉権利擁護事業などの推進
- ・苦情解決の仕組みの整備
- ・第三者評価の普及
- ・民間サービスとの連携
- ・保健・医療・福祉と生活関連分野の連携
- ・社会福祉協議会への支援
- ・ボランティア団体、NPO法人の活動支援
- ・ネットワークづくりの支援
- ・公共施設の提供
- ・地域福祉を担う人材の育成
- ・地域防災活動への備えと支援
- ・個人情報管理と提供
- ・福祉意識の啓発

2 社会福祉協議会による地域福祉の推進

社会福祉協議会は、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、民間福祉団体としての「自主性」と、様々な分野の関係者、地域住民に支えられた「公共性」という2つの側面を持った組織です。

社会福祉協議会では、町地域福祉計画と連動して進められる「第3期地域福祉実践計画」に基づき、地域住民やボランティアによる、地域における見守り・ふれあい・助け合い活動といった小地域ネットワークづくりなど、地域福祉活動の推進役としてその役割を担っています。

3 計画推進のために

計画を推進するためには、計画の進捗状況と成果を評価する仕組みが必要ですが、本計画に基づき地域福祉の推進をより実効あるものとするため、住民、事業者そして行政関係者による地域福祉推進懇話会（仮称）を設置します。

この会では、計画の進捗状況や成果を評価だけでなく、関係者が十分な連携をとりながら計画が推進できるよう、それぞれの活動状況や課題についての話し合い情報交換などを毎年行います。

